

- 本事業では、高いインバウンド効果等が期待できる国・地域を選定した上、**制作した映像コンテンツを所定の情報発信媒体（放送・配信）で一括して情報発信し、その効果を検証**します。
- また、地域における地方自治体・地場産業等（以下、「情報発信主体」という。）とローカル放送局・CATV事業者等（以下、「映像制作者」という。）との情報発信に係る連携を促進する観点から、各総合通信局の地域ブロックをベースとした説明会等を開催して情報発信主体と映像制作者の案件形成を促し、**映像企画の共同申請や案件形成の検証結果を地域にフィードバックすることで、映像コンテンツを活用した地域における情報発信サイクルの構築を目指**します。

実証事業のイメージ

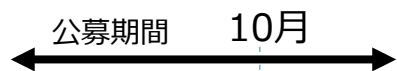


実証事業の実施項目及びスケジュール

実施項目	実施概要	実施時期（想定）
映像企画の募集	● <u>映像企画の公募</u> （情報発信主体と映像制作者による共同申請が必須）	2023年9月13日 ～ 10月11日
案件形成の機会提供	● 情報発信主体と映像制作者を対象とした本事業に係る <u>説明会をオンラインにて開催</u> ● 総合通信局等による情報発信主体と映像制作者の案件形成の支援	2023年9月14日 ～22日
映像企画の選定	● 応募があった <u>映像企画の評価・選定</u> （採択予定25件程度）	2023年10月中旬～
映像制作	● 映像制作者による地域資源をPRする映像の制作※ ※映像制作にかかる経費に対して1映像企画あたり495万円（税込）を上限に支援	2023年11月 ～12月中旬
映像の発信	● 事務局において以下の放送・配信枠等を一括で確保して情報発信 ・豪州/ニュージーランドのDiscovery Channelでの放送 ・Discovery公式YouTubeチャンネルでの配信 ● 情報発信主体／映像制作者のウェブサイトでの配信	2023年12月中旬～
効果的な地域情報発信・地域情報発信の有効性の検証	● 申請者協力の下、事務局において事業の効果検証を実施 ・映像視聴者へのアンケート、視聴率や再生回数等の取得・分析 ・情報発信主体と映像制作者との案件形成の促進の有効性 等	2024年2月～

スケジュール（想定）

9月 10月 11月 12月 1月 2月



★ 説明会開催

★ 企画採択

申請者

案件形成、
映像企画の共同申請

公募への対応
(ヒアリング対応)

映像制作

効果検証への
対応等

事務局等

情報発信主体と
映像制作者の
案件形成を支援

外部有識者等による
企画の評価・選定

映像のローカライズ等

映像の発信、
効果検証・フィードバック

- 本事業では、事務局が確保した以下の情報発信媒体において、定められた要件に従って情報発信することを希望する申請者を募集します。申請に係る主な要件や制作するコンテンツ等に関する概要※は以下のとおりです。

※公募内容の詳細につきましては、今後、事務局から公表される公募要領等をご確認ください。

公募申請に係る主な要件

- 当該地域に根ざした情報発信主体が申請することとし、**必ず情報発信主体1団体**（個人及び民間企業の申請は不可）と**映像制作者1団体**（個人は不可）が含まれる体制を構築すること。
- **情報発信主体は、海外にPRしたい地域資源が具体的に定まっており、海外展開のターゲット国・地域としてオーストラリア（豪州）またはニュージーランドへの展開が含まれていること。**
- **申請団体は、原則、各総合通信局等の地域ブロック内※での体制とすること。**
※ただし、地域特有の事情がある場合は、例外として地域ブロックを超えた体制も認めることとします。

情報発信媒体・制作コンテンツ等に関する概要

実証国	オーストラリア（豪州）、ニュージーランド
情報発信媒体 （放送・動画配信サービス）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 放送 豪州：Discovery Channel AU（1映像あたり30回放送） ニュージーランド：Discovery Channel NZ（1映像あたり15回放送） ■ 配信 Discovery公式YouTubeチャンネル※（1映像あたり約68,000インプレッション） ※Discovery Channel AU/NZの公式チャンネルを中心に、豪州・NZの視聴者のみに配信。
制作するコンテンツ	<p>【短編】30秒（実証国配信用）及び90秒（実証国放送用） 各1種 【本編】2～3分程度（申請者Webサイト掲載用） 1種</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 必要に応じ、事務局・情報発信媒体（Discovery）にてナレーションの英語字幕を作成。 ➢ 最終成果物は総務省に帰属※するため、出演者・音楽等の権利処理にはご注意ください。 ※本事業終了後、総務省と協議のうえで情報発信主体及び映像制作者による映像の活用は可能とします。
放送・配信時期	2023年12月～2024年2月（順次放送・配信）